

公的研究費執行要領 2023 年度からの主な変更点

(1)産前産後休暇、育児休業および介護休業の期間中は、原則として研究費の執行が認められていませんでしたが、科研費の中断制度を利用しない場合で執行を希望する場合には、自主的な研究（業務には当たらない）と位置づけ、科研費（直接経費）の一部執行が認められることとなりました。詳細については、担当課にご確認ください。

(2)東洋大学物品管理規程における物品（消耗品・準備品・機器備品）の金額区分が改定されたことに伴い、税込単価 5 万円未満のパソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラを指していた特定消耗品の金額区分についても、税込単価 10 万円未満に金額区分が変更となりました。

(3)税抜価格 5,000 円以上の図書資料を購入した際に必要とされていた図書購入票について、金額区分が税込単価 10 万円以上に変更となりました。また、税込単価 5,000 円以上 10 万円未満の図書資料（古書を除く）は、検収時に、書籍本体への検収印の押印を以って検収する方式に変更となりました。

(4)従来、理由書の提出が必要とされていた出張時のレンタカー利用について、出張申請書等に利用区間等の詳細を記載することで申請する方法に変更となりました。詳細については、公的研究費執行要領「3.出張（招聘含む）」をご参照ください。

(5)海外出張における出張期間が 25 日以上となる場合に必要とされていた学内稟議手続きが不要となりました。